

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年11月24日

長野県知事 田 中 康 夫

**1 入札に付する事項**

## (1) 調達をする物品等及び数量

医療安全対策推進システム一式 5 セット

## (2) 物品等の特質

仕様書のとおり

## (3) 納入期限

平成18年3月15日

## (4) 納入場所

長野県立須坂病院、長野県立駒ヶ根病院、長野県立阿南病院、  
長野県立木曽病院及び長野県立こども病院

## (5) 入札方法

価格の総額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額）をもって落札金額としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

**2 入札に参加する者に必要な資格**

次のいずれにも該当する者であることとします。

## (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4 第1項又は財務規則（昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。）第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

## (2) 長野県の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格（昭和59年長野県告示第60号）の別表の「物件の買入れ」の欄の等級区分がA以上に格付けされている者であること。

## (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領（平成11年4月1日付け11管第35号）に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

## (4) 調達をする物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス（保守及び管理）を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## (5) その他仕様書に記載されている技術的要件を満たす者であること。

**3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先**

長野市大字南長野字幅下692-2

長野県衛生部県立病院課総務ユニット

電話 026 (235) 7143 内線 2626

**4 入札手続等**

## (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

## (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年12月9日 午前10時

**イ 場所** 長野県庁 西庁舎405号会議室

## (3) 入札保証金

政令第167条の7 第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (4) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

## (5) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

## (6) 契約書作成の要否

必要とします。

## (7) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつてした者を落札者として決定します。

**5 その他**

詳細は、入札説明書及び仕様書のとおりです。

県立病院課

**公告**

長野県環境影響評価条例（平成10年長野県条例第12号）第15条の規定により長野県知事 田中康夫、上松町長 田上正男、南木曽町長 宮川正光、大桑村長 長岡始から準備書及び要約書の送付を受けたので、同条例第16条の規定により次のとおり公告し、準備書及び要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供する。

平成17年11月24日

長野県知事 田 中 康 夫

**1 事業者の氏名及び住所**（事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

長野県知事 田 中 康 夫

長野県長野市大字南長野字幅下692-2

上松町長 田 上 正 男

長野県木曽郡上松町駅前通り 2-13

南木曽町長 宮 川 正 光

長野県木曾郡南木曽町読書3668-1

大桑村長 長 岡 始

長野県木曾郡大桑村大字長野2778

**2 対象事業の名称、種類及び規模**

## (1) 名称

（仮称）木曽川右岸道路（南部ルート）建設事業

## (2) 種類

道路の新設

## (3) 規模

延長約22k m

（うち、森林の区域等延長約14～18k m）

**3 対象事業実施区域**

木曾郡上松町、木曾郡南木曽町、木曾郡大桑村、岐阜県中津川

## 市

## 4 関係地域の範囲

木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡大桑村、岐阜県中津川市

## 5 準備書及び要約書の縦覧の場所、期間及び時間

場所	期間	時間
長野県生活環境部環境自然保護課、長野県木曽地方事務所生活環境課、上松町役場、上松町公民館、南木曽町役場、南木曽会館、大桑村役場及び岐阜県中津川市山口総合事務所	平成17年11月24日（木）から平成17年12月26日（月）まで。 ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。	午前8時30分から午後5時まで

## 6 意見書の提出

準備書について環境の保全の見地からの意見を有する者は、次の(1)から(3)までの記載に従って、事業者に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

## (1) 意見書の提出期限

平成18年1月10日（火）まで

## (2) 意見書の提出先

〒397-8550 長野県木曽郡木曽町福島2757-1

長野県木曽地方事務所

林務課 森林路網ユニット

## (3) 意見書の記載事項

ア 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

イ 意見書の提出の対象である準備書の名称（「(仮称)木曽川右岸道路（南部ルート）建設事業環境影響評価準備書」と記載するものとする。）

ウ 準備書についての環境の保全の見地からの意見（日本語により、意見の理由を含めて記載するものとする。）

環境自然保護課

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年11月24日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成17年10月14日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 あんじゅネット大鹿

## 3 代表者の氏名

長瀬 ゆかり

## 4 主たる事務所の所在地

下伊那郡大鹿村大字大河原914番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、地域住民とそれに関わるすべての人々に対して、安心して暮らし続けるための村づくりの推進を図る活動を行い、それを通して活力ある地域作りと平和な社会に寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、特定非営利活動法人の設立の認証申請があつたので、同条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年11月24日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成17年10月31日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 樹

## 3 代表者の氏名

柿沼才恵

## 4 主たる事務所の所在地

長野県伊那市大字手良中坪102番地

## 5 定款に記載された目的

この法人は、効率万能主義及び情報社会の中で、自分の願いを自分で実現するのが困難な障がいを持っている人や高齢者など生きにくさを感じている人の誇りと尊厳を守り、世にある選択肢の中から彼らが自由な選択をし、将来に対して希望が持てるよう、人的及び精神面での支援を行い、同時に排除につながる差別をしてきた私たち自身、社会のありように目を向け、私たちの暮らし方をも問い合わせながら、ともに明るく前向きに歩んでいく地域社会づくりに寄与することを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

## 公告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、特定非営利活動法人の定款の変更の認証申請があつたので、同条第5項において準用する同法第10条第2項の規定により次のとおり公告します。

平成17年11月24日

長野県知事 田 中 康 夫

## 1 申請のあった年月日

平成17年11月15日

## 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 長谷村の陽だまり

## 3 代表者の氏名

田村明英

## 4 主たる事務所の所在地

長野県上伊那郡長谷村大字溝口1385番地の1

## 5 定款に記載された目的

この法人は、高齢者に対して、介護にならないための予防活動と、家庭的な介護が受けられるための事業を行い、地域社会の保健、福祉の増進に寄与するとともに、地域づくりの推進を図ることを目的とする。

生活文化課N P O活動推進室

## 公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による新設の届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出書及び添付書類を縦覧に供します。

なお、同法第8条第2項の規定により意見を述べようとする者は、縦覧期間満了の日までに知事あてに意見書を提出することができます。

平成17年11月24日

長野県知事 田 中 康 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
コジマN E W松本店  
松本市高宮東221-1ほか
- 2 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所  
(株)コジマ  
宇都宮市星が丘2-1-8  
第一観光㈱  
松本市埋橋1-8-7
- 3 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所  
(株)バンダレコード  
所沢市北秋津778-2 三巧ビル2階
- 4 大規模小売店舗の新設をする日  
平成18年7月11日
- 5 大規模小売店舗内の店舗面積の合計  
3,075平方メートル
- 6 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
  - (1) 駐車場の収容台数 143台
  - (2) 駐輪場の収容台数 85台
  - (3) 荷さばき施設の面積 119平方メートル
  - (4) 廃棄物等の保管施設の容量 39立方メートル
- 7 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
  - (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	開店時刻	閉店時刻
(株)コジマ	午前10時	午後10時
(株)バンダレコード	午前10時	午前0時

(2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

1	午前9時30分から午前0時30分まで
2	午前9時30分から午後9時まで
3	午前9時30分から午後9時まで

(3) 駐車場の自動車の出入口の数 4か所

(4) 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

1	午前8時から午後9時まで
2	午前10時から午後9時まで

8 届出年月日

平成17年11月10日

9 届出書及び添付書類の縦覧の場所

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

10 縦覧の期間

平成17年11月24日から平成18年3月24日まで

11 意見書の様式

長野県大規模小売店舗立地法事務取扱要綱（平成12年5月19日付け12産振第137号）様式第8号による。

12 意見書の提出先

長野県商工部産業政策課又は長野県松本地方事務所商工雇用課

産業政策課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定により平成17年11月26日に開催を予定していた塩尻都市計画区域区分の変更案に係る公聴会については、中止します。

平成17年11月24日

長野県知事 田 中 康 夫

中止の理由

公述の申出がなかったため。

都市計画課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年11月24日

長野県佐久地方事務所長 鷹 野 治

- 1 許可番号 平成17年9月9日  
長野県佐久地方事務所指令17佐地建第17-8号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
北佐久郡軽井沢町大字長倉字横吹2141-232、2141-233
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
東京都中央区京橋1-1-1  
東急リゾート株式会社 代表取締役 石 垣 時 彦

建築管理課

## 公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年11月24日

長野県諏訪地方事務所長 八重田 修

- 1 許可番号 平成17年10月4日

長野県諏訪地方事務所指令17諏地建第17-3号

- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
茅野市宮川字錢場3909-2、3917-4、3917-ロ-1、3917-ロ-2、3917-ロ-3、3922-2、3923-1、3923-2、3924-2、3924-3、3925-2、3930-2、3931-1、3932、3933、3934、3935、3936、3937、3938、3939-1、3939-2、3939-5、3940、3941、3941-2、3941-3、3943、3943-2、3944、3945、3946-1、3947-1、3948-1、3949、3950、3951-1、3951-2、3952、3953、3953-2、3954-1、3955、3956-1、3956-2、3957、3958-2、3958-3、3960-1、3961-1、3977-2、3932先、3933先、3938先、3946-1先、3956-1先、3961-1先
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
岡谷市長地権現町4-4-1  
株式会社三公商事 代表取締役 吳 公太

建築管理課

建築管理課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年11月24日

長野県上伊那地方事務所長 牛 越 徹

- 1 許可番号 平成17年10月18日  
長野県上伊那地方事務所指令17上伊地建第32-9号
- 2 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
駒ヶ根市赤穂14616-40、14616-911
- 3 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
駒ヶ根市赤穂9172 小澤建設株式会社 小澤 勝正

建築管理課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年11月24日

長野県松本地方事務所長 田野尻 正

- 1(1) 許可番号 平成17年6月8日  
長野県松本地方事務所指令17松地建第35-7号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
安曇野市穂高有明2945-1、2945-3、2945-7、2945-17
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
北安曇郡池田町大字会染6108-77  
有限会社あづみ野杜 代表取締役 遠藤 一彦
- 2(1) 許可番号 平成17年7月6日  
長野県松本地方事務所指令17松地建第35-5号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
安曇野市穂高北穂高2675の内、2678の内、2679、2680-1の内、2680-2、2680-3、2681、2685-2の内、3080-2、3396-2、3396-5、3396-7の内
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
安曇野市豊科4270-6  
株式会社あづみ野開発 代表取締役 武井 克彦

- 3(1) 許可番号 平成17年10月13日  
長野県指令17建第3-9号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
塙尻市大字広丘野村字宮畑834番2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
塙尻市広丘野村1788-357 野村区長 清水 敏雄
- 4(1) 許可番号 平成17年9月22日  
長野県松本地方事務所指令17松地建第35-12号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
東筑摩郡波田町字南原1482-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
松本市新村1365 山田 良平

建築管理課

**公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成17年11月24日

長野県長野地方事務所長 堀内清司

- 1(1) 許可番号 平成17年6月22日  
長野県指令17建第4-2号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字日滝字地蔵原4248-3
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
須坂市旭ヶ丘6-34 越栄作
- 2(1) 許可番号 平成17年8月22日  
長野県長野地方事務所指令17長地建第11-6号
- (2) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
須坂市大字日滝字梨木原1199-2
- (3) 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
須坂市大字日滝980 竹前征一

建築管理課

**公告**

次のとおり一般競争入札に付します。

平成17年11月24日

長野県中野実業高等学校長 青山訓康

- 1 入札に付する事項
- (1) 借入をする物品等及び数量  
パソコンコンピュータ21台及び付属機器一式
  - (2) 物品等の特質  
入札説明書及び仕様書のとおりです。
  - (3) 借入期間  
平成18年1月1日から平成18年3月31日まで
  - (4) 借入場所  
長野県中野実業高等学校
  - (5) 入札方法  
1月当たりの賃借額について行います。なお、落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該加算した金額に1円未満

の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた額)をもって落札価格としますので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

## 2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当する者であることとします。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の4第1項又は財務規則(昭和42年長野県規則第2号。以下「規則」という。)第120条第1項の規定により入札に参加することができないとされた者でないこと。

- (2) 一般競争入札又は指名競争入札に参加する者の資格(昭和59年長野県告示第60号)の別表の「その他の契約」の欄の等級区分がC以上に格付けされている者であること。

- (3) 長野県総務部長から管理その他の委託及び物品購入等入札参加資格者に係る指名停止要領(平成11年4月1日付け11管第35号)に基づく指名停止を受けている期間中の者でないこと。

- (4) 借入物品等に関し、アフターサービス及びメンテナンス(保守及び管理)を迅速に行う体制が整備されている者であること。

## 3 入札説明書の交付場所、契約条項等を示す場所及び問い合わせ先

中野市三好町二丁目1番53号

長野県中野実業高等学校

電話 0269(22)2141

## 4 入札手続等

- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (2) 入札及び開札の日時及び場所

ア 日時 平成17年12月5日 午後2時

イ 場所 長野県中野実業高等学校 会議室

- (3) 郵送による入札の可否

郵送による入札は、受け付けません。

- (4) 入札保証金

政令第167条の7第1項に規定する入札保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第127条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (5) 契約保証金

政令第167条の16第1項に規定する契約保証金を、別に定める期限までに納付してください。ただし、規則第126条第2項各号に掲げる担保を提供した場合又は規則第143条各号に該当する場合は、納付する必要はありません。

- (6) 入札の無効

規則第129条各号に該当する入札書は、無効とします。

- (7) 契約書作成の要否

必要とします。

- (8) 落札者の決定方法

予定価格の制限の範囲内に達した入札であって、最低の価格をもつとした者を落札者として決定します。

## 5 その他

詳細は、入札説明書及び仕様書によります。

高校教育課